

○中間市マンホール広告の掲載に関する要綱

令和3年3月22日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンホールに掲載する有料広告（以下「マンホール広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 マンホール広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損若しくは差別をするもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張や係争中の意見の発表を目的とするもの
- (7) 青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 個人の氏名若しくは住所又は法人の名称、所在地若しくは代表者の氏名のみを表示するもの
- (9) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (10) 公衆に不快の念を与えるもの
- (11) 出資者又は出資金を募集するもの
- (12) 粗悪品等の不適切な商品やサービスを広告するもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、マンホール広告として適当でないと市長が認めるもの
(業種等の基準)

第3条 マンホール広告により広告をすることができる業種又は事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関する業種及びこれに類似する業種
- (3) たばこに関する業種
- (4) 商品先物取引に関する業種
- (5) ギャンブル（競輪その他の公営競技、宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証票をいう。）及びスポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券をいう。）を除く。）に関する業種
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 申込時に法令等に違反している事業者
- (8) 市税その他使用料等を滞納している事業者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の威力又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を利用するなどしている事業者、暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者

(10) 特殊結社団体等又はこれに関連する事業者

(11) 投機的商品に関する業種

(12) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続の開始の決定を受けて終了していない事業者

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

（掲載対象）

第4条 マンホール広告を掲載することができるマンホールは、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路管理者が管理を行う道路の歩道上に設置され、中間市（以下「市」という。）が維持及び管理を行うマンホール（水道事業に係るものを除く。）とする。

（規格等）

第5条 マンホール広告は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲載する。

(1) 既存の歩道上のマンホール蓋を広告用の専用マンホール蓋と交換し、その上にマンホール広告専用のデザインプレート（以下「広告プレート」という。）を固定する方法（以下「専用蓋・埋込型」という。）

(2) 既設蓋の上に直接広告プレートを固定する方法（以下「既設蓋・上乘型」という。）

2 広告プレートの規格は、専用蓋・埋込型にあつては半径25センチメートル以内、既設蓋・上乘型にあつては半径31.5センチメートル以内の円形とする。

（掲載期間）

第6条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール広告を表示した広告プレートを設置した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。）の初日から起算して3年間とする。

（マンホール広告掲載の募集）

第7条 市長は、マンホール広告掲載の募集については、市のホームページに掲載する等の方法により行うものとする。

（広告料）

第8条 マンホール広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、掲載期間1月につき1か所当たり8,250円とする。ただし、同時に複数のマンホール広告の掲載の申込みを行う場合であつて、当該複数の申込みのうち2以上のマンホール広告の掲載の決定を受けたときは、広告料は、掲載期間1月につき1か所当たり5,500円とする。

（広告掲載の申込み）

第9条 マンホール広告の掲載を希望する者（広告代理店を含む。以下「申込者」という。）は、中間市マンホール広告掲載申込書（別記第1号様式）にデザイン案を添え、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次条に規定する委員会に諮り、当該申込みの内容を審査し、マンホール広告の掲載の諾否を決定するものとする。

2 前項の審査は、申込みの順で行うものとする。ただし、同一のマンホールに関し同一の日に複数の申込みがあった場合の審査の順は、抽選によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、マンホール広告が公益を目的とするものであり、その内容が市の施策と合致するものと認める場合は、優先して審査することができる。

4 市長は、第1項の規定によりマンホール広告の掲載の諾否を決定した場合は、中間市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第11条 マンホール広告の掲載の適否を審査するため、マンホール広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の庶務は、環境上下水道部下水道課において処理する。

(委員)

第12条 委員会の委員は、環境上下水道部長、下水道課長、総務課長、下水道課計画工務係長及び下水道課施設管理係長をもって充てる。

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、環境上下水道部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事のうち議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(デザインの提出)

第15条 第10条の規定によりマンホール広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、マンホール広告のデザインのデータを、市長が指定する期日までに市長が指定する方法で作成し、提出するものとする。

2 市長は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

(広告プレートの作製)

第16条 市は、前条第1項の規定によりマンホール広告のデザインのデータが提出されたときは、当該マンホール広告を表示した広告プレートを作製するものとする。

- 2 前項の広告プレートの作製に要する費用（以下「広告プレート作製費用」という。）は、広告主の負担とする。
- 3 広告プレート作製費用は、専用蓋・埋込型にあつては159,500円とし、既設蓋・上乘型にあつては73,700円とする。
- 4 第1項の規定により作製した広告プレートは、市が所有権を有するものとする。
- 5 前項の規定は、マンホール広告に関する著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利を市が有するものと解釈してはならない。

（広告プレートの設置）

第17条 市は、前条の規定により広告プレートを作製したときは、当該広告プレートを掲載対象のマンホールに設置するものとする。この場合において、マンホール広告の掲載の方法が専用蓋・埋込型であるときは、専用蓋を併せて設置する。

- 2 広告プレートの設置に工事を要する場合に広告主が負担する費用の額（以下「広告プレート設置費用」という。）は、類似工事、市場価格等を参考に、市長が別に定める。

（広告料等の納付）

第18条 広告主は、広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用を、市長が指定する期日までに、原則として一括納入しなければならない。

（当事者の責任）

第19条 市は、マンホール広告を掲載したマンホールの点検及び清掃を行う。

- 2 市は、前項のマンホールに起因して第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告主は、マンホール広告に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（撤去）

第20条 市長は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、第17条の規定により設置した広告プレートを撤去するものとする。この場合において、市長は、広告主の希望により当該広告プレートを広告主に贈与することができる。

- (1) 掲載期間が終了した場合
- (2) 掲載の決定を取り消した場合

（掲載期間の変更）

第21条 広告主は、掲載期間の短縮又は延長（以下「掲載期間の変更」という。）を希望するときは、市長に中間市マンホール広告掲載変更申込書（別記第3号様式。以下「変更申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1月を単位としなければならない。ただし、変更後の掲載期間は、開始月の初日から5年を超えることができない。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、掲載期間の変更の諾否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により掲載期間の変更の諾否を決定したときは、中間市マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書（別記第4号様式。以下「変更決定等通知書」という。）により広告主に通知するものとする。

(広告の変更)

第22条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告の変更を希望するときは、市長に変更申込書を提出するものとする。

2 第10条第1項及び第15条から第17条までの規定は、マンホール広告の変更について準用する。

3 市長は、前項において準用する第10条第1項の規定によりマンホール広告の変更の諾否を決定したときは、変更決定等通知書により広告主に通知するものとする。

4 第2項において準用する第17条第1項の規定により変更後のマンホール広告を表示した広告プレートを設置したときは、変更後の広告プレートを設置した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)を開始月とみなして、第6条及び前条第2項ただし書の規定を適用する。

(広告料等の還付)

第23条 納付された広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用は、還付しないものとする。ただし、市の都合によりマンホール広告の掲載ができなくなったときは、広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用の全部又は一部を還付することができる。

(掲載の停止)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載を停止することができる。

- (1) 市の事業を広報するために必要がある場合
- (2) 下水道事業の工事のために必要がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、その停止期間を書面により、広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定によりマンホール広告の掲載を停止したときは、第6条の規定にかかわらず、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の停止に起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(掲載決定の取消し等)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告料、広告プレート作製費用及び広告プレート設置費用を納入しない場合
- (2) 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合
- (3) マンホール広告の内容及びデザイン等が、法令又はこの要綱に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、マンホール広告の掲載を適切でないと判断した場合

2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、中間市マンホール広告掲載決定取消通知書(別記第5号様式)により、広告主に通知するものとする。

る。

3 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の決定の取消しに起因して生じた損害については、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(業務委託)

第26条 市長は、広告の募集、広告プレートの作製等の業務を委託することができる。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

年 月 日

中間市マンホール広告掲載申込書

中間市長 様

申込者 所在地（住所）

名称（氏名）

代表者名

中間市マンホール広告の掲載に関する要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申し込み
ます。

なお、広告の掲載に当たっては、同要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

1 広告の内容	
2 掲載対象のマンホール	
3 掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 広告プレートの種類	1.（専用蓋・埋込型） 2.（既設蓋・上乘型）
5 連絡先	担当者氏名 TEL FAX E-mail

添付書類

- 1 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- 2 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- 3 デザイン案
- 4 申込者が広告代理店の場合は、依頼者の名称等が分かる書類
- 5 納税証明書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員で
ないか折尾警察署に照会されることに同意します。

別記第 2 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

中間市長

中間市マンホール広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みがありましたマンホール広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関する要綱第 10 条第 4 項の規定により、通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載可
	<input type="checkbox"/> 掲載不可 (理由)
2 掲載対象のマンホール	(掲載番号)
3 掲載予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (36 か月)
4 広告料	円
5 広告プレートの設置費用	円
6 広告プレートの作製費用	円
7 原本の提出	年 月 日までに、原本（データ）を提出してください。
8 その他	

中間市マンホール広告掲載変更申込書

中間市長 様

申込者 所在地（住所）
名称（氏名）
代表者名

下記のとおり、マンホール広告の変更を申し込みます。

記

1 掲載対象のマンホール	(掲載番号)
2 掲載期間の変更 <input type="checkbox"/> 変更します。	(現行) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで (理由)
3 デザインの変更 <input type="checkbox"/> 変更します。	(現行) (変更後) (変更年月日) 年 月 日 (理由) (変更後の期間) 年 月 日から 年 月 日まで
4 備考	
5 連絡先	担当者氏名 TEL FAX E-mail

第 号
年 月 日

様

中間市長

中間市マンホール広告掲載変更決定・不承認通知書

年 月 日付けで申込みがありましたマンホール広告の変更について、次のとおり決定しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関する要綱第 21 条第 4 項又は第 22 条第 3 項の規定により、通知します。

1 掲載対象のマンホール蓋	(掲載番号)
2 掲載期間の変更 <input type="checkbox"/> 承認	(変更後の期間) 年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 不承認	(理由)
3 デザインの変更 <input type="checkbox"/> 承認	(変更年月日) 年 月 日 (変更後の期間) 年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 不承認	(理由)
4 備考	

別記第 5 号様式（第 25 条関係）

第 号
年 月 日

様

中間市長

中間市マンホール広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定したマンホール広告の掲載について、下記のとおり取り消しましたので、中間市マンホール広告の掲載に関する要綱第 25 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 掲載対象のマンホール	(掲載番号)
2 取消年月日	年 月 日
3 取消理由	
4 備考	